

問題・解答 用紙番号	13
---------------	----

の解答用紙に解答しなさい。

国

語

〈受験学部・学科〉

法学部、国際学部、経済学部、経営学部、現代社会学部、
看護学部、農学部(食農ビジネス学科)

問題は一〇〇点満点で作成しています。

I

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(五五点)

身体・肉体はどう捉えられてきたのか。肉体は古代ギリシアのピタゴラス派やプラトンにおいては、「魂の牢獄」として捉えられ、「肉体は墓場なり(ソーマー・セーマ)」とまで語られていた。そこには、魂は本来、天上のものであり、肉体という穢れた足かせのために現世にとどまっているという発想があった。現世が混乱に満ちた、心の平静の得られないものであれば、人間は自分の本来のすみかが現世でなく、天上にあると考えるはずだ。

一、三世紀に隆盛したグノーシス主義もその流れを継承していた。現実を居心地のよくないものと考えれば、肉体は現世という物質的な世界に住まうしかないから、本来の自分は魂にあり、その魂はこの世界に属さず、魂の本当のすみか・居場所は別の世界や天上にあると考えるのが、人情の常^aだろう。グノーシスの神話の中にはそのようなモチーフを示すものは多数あるが、次の一節はその側面^bを端的に示している。

彼女(＝魂)が一人で父のもとにいた間、処女であり、同時に男女の姿をしていた。しかし彼女が身体の中に落ち込み、この命の中に来たとき、そのときに彼女は多数の盗賊の手中に陥った。そして無法者どもは交互に彼女を襲い、彼女を辱めた。ある者は暴力で彼女に障害を与え、ある者は偽りの贈り物で彼女をセ^①ットクした。要するに、彼らは彼女を^②陵辱したのである。こうして彼女は処女を失った。(ナグ・ハマデイ文書『魂の解明』)

この一節には様々な重要な論点が含まれているが、ここで取り上げたいのは、魂は本来無垢^{わく}で、肉体と関わりを持つことは、「魂への陵辱」であるというイメージだ。なぜ肉体が魂を守り育てるための住まいとしてヒヨウシヨウされなかつたのか。現実世界以外の居場所という、本来あり得な

い空間を作り上げるためには、そしてそのあり得ない世界への正当な X を主張するためには、現実世界の方が魂を暴力的に追放した、だから魂は無実・無垢・イノセントだというイメージが必要なのだろうか。

ところで、中世、いわゆる「暗黒の中世」が禁欲主義の時代であったとすれば、中世はグノーシス主義の忠実な後継者であるという理解も成り立ちそうだ。確かに、中世には禁欲を説いた人間も少なくない。とすれば、¹中世においても、肉体は魂を陵辱するものだったのか。

もちろん、中世という時代区分そのものが恣意的で、一千年間近くにも及ぶ以上、一括りにするわけにもいかないのだが、中世の始まりとされる五世紀あたりまで、つまりキリスト教の初期の教父達が活躍した時代までは、禁欲主義的色彩は強かった。ところが、その後、地中海文化のアルプス越えとも言えるカロリング・ルネサンス、そしてその結果としてのヨーロッパが登場したわけで、「中世」と言っても時代的にも地域的にも思想的にも中世には断絶があるわけだが、ともかくも度重なる修道院改革運動の後、一二、三世紀には修道院と托鉢修道会の数が激増していった。そのことは、必ずしも禁欲主義的傾向がヨーロッパ全土を覆ったことを意味していないようだ。イチャガイ^③には言えないのだが、当時の修道院の飲食に関する記録を見る限り、厳しい禁欲が守られていたとは言えそうにもない。少なくとも、世俗社会の中では、一二、三世紀における商業・農業の発展による、物質的生活の著しい豊潤化を考えた場合、禁欲や肉体の侮蔑は言説としては流通しながらも、心性の基本をなしていたとは思われない。

トマス・アクイナスの「^④恩寵は自然本性を廃棄せず、むしろ前提し、完成する」という言葉は、自然本性（*natura*）が人間が生まれてきたときに与えられているすべてを指す以上、肉体の否定を意味していたはずがない。グレゴリオス・パラマス（一二九六―一三五九年）のように、体は魂よりも善く神に近いとまで述べる神学者もいたのだ。

体は神の光を受け取り、^⑤握むことができないなら、魂はどうして体より劣っていないということがあるだろう。魂が神を光の内に見るのは、魂が神を光の内に体の仲介によつて見るのであるならば、どうして物質的で死すべきこの体の方が魂よりも神にいつそう類縁であつて、いつそう近接し、またより近くないであろうか。（パラマス『聖なるヘシユカトスのための弁護』）

もちろん、このように述べることは肉体を肯定するというより、肉体を侮蔑することで生じる精神の傲慢を避けるためのものだったのだろうし、また、パラマスは東方正教会の一代巨峰であつて、聖トマスとは別の思想圏に属しており、同じ文脈に組み込むわけにもいかないが、肉体の蔑視による禁欲主義が支配的ではなかったことの^⑥傍証にはなるだろう。

荒っぽいまとめになるのだが、中世では、祈りに参与するのが精神だけではなく、肉体でもあるからこそ、祈りの言葉、姿勢、身振りが重視されたのだ。つまり、恩寵の対象となるのは、人間の精神だけでなく、肉体まで含めた、全体としての人間であり、肉体を切り捨てる発想は少なくとも

正統的見解になかったはずだ。来世のことばかりでなく、神の国を現世の中に見、現世の秩序を重んじるとすれば、肉体を軽視することなどできるはずもない。

ところが、近世にはいつて、人間の身体は機械と見なされるようになっていく。その際、身体が機械と見なされることは、身体が精神によつて支配されない独自の組織体であつて、身体も精神と同じように主体としての機能を持つという発想も可能だったはずだ。そして、機械は、自分で運動するもの（アウトマトン）という側面をもつたものであつた。したがつて、精神としての身体という側面が表面化することも十分可能であつた。

しかしながら、「アウトマトン」ということは、人間の意思とは無関係に「自ずから」生じてくる現象、つまり Y の一種と解されていたのである。例えば、建て付けが悪くて、「自ずから」開いてしまう扉のようなものが「アウトマトン」なのだ。もちろん、技術の蓄積によつて、ゼンマイ時計のようなものが発明されてくると、制作されてしまえば、自分で動き続けるメカニズムとして「機械」が捉えられるようになっていく。制作者が不在であつても、制作者の意図に即して動くもの、これが「機械」とされていく。近世初頭における自然観は、神がいったん世界を創造した後は、神が不在であつても、そこに内在する自然法則や力によつて、制作者の意図通りに動く機械として捉えられていた。

人間の身体は精神の下す命令に従うものだ。精神こそ、身体的主人・主体である。精神の意図に即して、動く機械なのだ。精神が身体の主体であるという発想は、近世における身体論の基本的構図であつた。もちろん、その時代も精神が身体によつて左右される事態を見逃していたわけではない。精神が身体によつて左右されること、つまり精神が身体から作用を受けること＝受動作用（passio）が、情念（passio）とされていたのだ。情念とは、精神が自分で制御できない心的状態なのである。例えば、払つても払つてもこみ上げてくる怒り、相手の不在を苦しみ悩み、近づき、触れ合うことを激しく求める熱情などは、その典型である。その際、近世の情念論の目標は、情念の虜となつた精神を情念から解き放し、身体に対する支配を取り戻すことに置かれていた。ということは、精神が身体を支配する状態、いわば、何事にも酔わず、冷めていること、そこに理想状態が置かれたということだろう。中世に人々が激しく泣き、大声で笑い、騒ぎまくる姿とは対照的である。近世において、^{II}身体は精神の機械であるばかりでなく、精神の機械であるべしとされたのである。

だが、そこに傲慢は生まれなかったのか。人間の魂は本来天使的なものであつて、肉体をまとつたために、穢れに陥り、有限性・可死性が入り込んだという発想は、魂の全能感を前提しているように見える。魂は本来イノセントなのであつて、肉体を持ったがために、大地に縛り付けられるようになったという神話は、傲慢の萌芽を十二分に備えている。身体は無際限の快樂など求めないからだ。無際限の快樂を求めるのは、魂の方だ。

魂は身体を所有しているのではなく、束の間のあいだ、預かっているだけなのかもしれない。優れた才能が、個人に帰属する所有物ではなく、たまたま或る個人が預かっているにすぎないという発想と同様に、精神と身体との結びつきは、「所有」関係によって捉えられるべきものではない。ではなぜ、近代は身体を所有の対象と考えてしまったのだろうか。

身体が自分の所有物であるならば、身体の一部を使用に供したり、売り買いしたり、破滅に至らせたりすることは、自分の権利に属するのかもしれないが、身体は所有物なのだろうか。身体ならば、「もの」であるから、自分の所有物のようにも見える。しかし、「生命」ならばどうか。魂でさえも、個人のものでなく借りもの、預かりものであるという発想は、現代ではあまり受け入れられそうもないが、古代には珍しくない発想だ。それはともかく、ここで考察されるべきなのは、もし身体が借りものであるとすれば、精神と身体を結びつける「絆」は何になるのかということだ。

その「絆」のあり方を見るために、「血と肉」について見ていこう。さて、聖書の中には、なぜ血や肉の話があれほど登場するのだろうか。血は穢れの典型的なものだ。^{III}血は、生理的な嫌悪感・恐怖感を引き起こすからだけでなく、公共的な場面から隠され、消される。血にまつわるタブーが公私いずれの場面でもいかに多いかはここであらためて述べるほどもないほどだ。

血について語るべきことは山ほどあるが、ここで一番注目したいのは、血が生から死へ、死から生への移行の媒介・臨界をなすことだ。日常（ケ）と非日常（ハレ）を分かち標識となっていることだ。標識や徴^{しるし}のついたものはすべて非日常の世界に属しており、日常の世界に持ち込むことはきびしく禁じられる。

ところで禁じられる事柄はそもそもその存在が望まれていない場合にも見出される。たとえば、犯罪的行為などである。しかし、血に代表される穢れが禁じられるのは、その非存在が望まれているからではない。絶対に穢れの非存在を求めるならば、天使になるしかない。同じことだが、排泄物が人目に触れることを禁じられるのは、その非存在が望まれているからではない。外部と内部の中間に位置するものは排除されるのだ。生を死に、死を生に結びつける血は、生と死の中間・媒介・第三項であり、排除されねばならないものなのだ。

境界の上にあること（リミナリテイ）は、曖昧かつ両義的な性質を有する。このあり方は文化的空間を成立させる分類の網の目からはみ出しているからだ。両義的なものは、内部にあるのでも外部にあるのでもない。このようなものは、区別し分類することで事物の秩序を構成しようとする精神にとっては、不気味なものである。文化人類学で指摘されるように、このような両義性は、しばしば死や子宮の中にいること、不可視なもの、暗黒、男女両性の^④グエウ、荒野、そして日月の食に喩えられる。分類し区別するシステムが成立していない場合、カオスが登場するが、これらの象徴の意味するものは、まさにカオスなのである。カオスといっても、秩序空間の原初に想定されるカオスと、秩序空間のシステムを混乱させた結果生じるカオスとは意味が異なる。そして、両義性

とは、外部と内部の中間にある曖昧な領域というよりは、内部と外部を成立させる源泉でもある。端的に言えば、両義性やカオスは物事を産み出す源泉なのである。だからこそ、宇宙の始まりにカオスを置く神話もよく見られるのだろう。

宇宙の創造は、外部と内部との往還として語られる。宇宙の創造のさいに、性交というイメージが語られるのは、性交が生産的活動であるばかりではなく、内部と外部の往還・相互シ^⑤ントウだからであろう。ところが、内部と外部の往還を司る法則は、明文化されるような顕在的法則とはなりにくい。もし顕在的に法則化できるならば、それはカオスとはなり得ない。いや、語り方が逆だ。法則を有し、理性のもとに収まりうるものが、あえてカオスとしてのあり方を持続続けるための条件は何なのか。それがタブーだ。

タブーとは、禁止の規則であるより、何ものかを保存するための法則なのだ。タブーとは、往路と復路を作り出すことで、可逆性・反転可能性を引き起こす装置と言ってもよい。祭りにおいて見られるように、タブーが人目にさらされ、触れられることで、聖と俗は交通し合い、反転を遂げる。タブーは、日常においては禁止法則として機能するが、禁止法則としてのみ見るのはまったく一面的である。むしろ、タブーとは、日常世界と異質の世界をつなぐ入り口であり、日常世界の入り口であると同時に出口でもある。タブーという入り口が開かれるのは、一定のエネルギーが蓄積された場合である。タブーとは特異点であり、両義性が現れる場所である。両義性が顕在化した場合、日常世界に出口ができてしまうので、日常世界では矛盾律と同一律によって両義性が表面化しないようにしておくしかない。タブーとしての開口部は、一定の備給水準にまで達していない場合には、単なる禁じられた領域としてのみ機能する。

血と肉は、多くのタブーを伴う領域であり、生と死の往還を操作しうる（と考えられた）両義的なものである。性欲や性交がタブーとされたのは、禁止されるべきものだからではなく、両義的なものであるが故に、タブーの中で守るしかなかったからだろう。性に罪悪感が伴うのは、タブーを維持する心的装置が罪悪感だったからだ。タブーによって守られている限り、罪悪感はなくはないものだ。タブーとは、禁止の体系なのではなく、タブーの適用される領域を、人間と結びつける規則の体系なのだ。

中世に話を戻せば、中世において、肉体や肉体的快楽は、以上に述べたような意味で「タブー」であつたと言えるかもしれない。或る対象を言葉の市場に引きずり出し、祭り上げることが、その対象を重視することとは限らない。語らずにおくことも大事に守り育てる方法の一つである。

（山内志朗『天使の記号学』一部改変）

問一 波線部①～⑤と同じ漢字を含むものを、次のア～オのうちからそれぞれ一つ選びなさい。

① セットク

- ア 偉大な故人のイトクを偲ぶ
- イ 被災地に多額の寄付をするとはキトクなことだ
- ウ スクープ記事の情報源をヒトクする
- エ トクイのスライダーで打者を打ち取る
- オ サッカーチームのカントクを引き受ける

② ヒヨウシヨウ

- ア 彼は氏名や経歴をサシヨウしていた
- イ コウシヨウが途絶えてから三年になる
- ウ 短い潜伏期間を経て病気がハッシヨウする
- エ キシヨウ衛星から送られてきたデータを解析する
- オ あの投手とはどうもアイシヨウがよくない

③ イチガイ

- ア テンガイ孤独で身寄りのない老人を救う
- イ 特許侵害にガイトウする恐れがある
- ウ ガイサンでの見積り金額を出す
- エ 久しぶりに故郷に帰ってカンガイにひたる
- オ ガイトウでのインタビューに応じる

④ ゲユウ

- ア 仕事をするときは時間のヨユウを持つべきだ
- イ ユウカン階級の彼は、社交や娯楽で日々を暮らしている
- ウ 事業を拡大するために銀行からユウシを受ける
- エ もはや一刻のユウヨもゆるとれない
- オ カジノのユウチをめぐって議論が分かれている

⑤ シン^{~~~~}トウ

- ア 異常を示すランプがテ^{~~~~}ントウする
- イ フランス文学にケ^{~~~~}イトウする
- ウ 優れた師のク^{~~~~}ントウを受ける
- エ つらい現実からト^{~~~~}ウとする
- オ ト^{~~~~}ウテツした理論を展開する

問一 波線部 a ー c の言葉の本文中の意味として最も適切なものを、次のア ー エのうちからそれぞれ選びなさい。

a 人情の常

- ア 人間としての感情に流される傾向
- イ 人間としての常に持つ思いやり
- ウ 人間によく見られる習慣
- エ 人間の自然な心の動き

b 端的に示す

- ア 大ざっぱに見当をつける
- イ はつきりと示す
- ウ 暗に指示する
- エ 逆の方向から見る

c 傍証

- ア 間接的に正しさを明らかにするもの
- イ 十分な根拠なしになされた主張
- ウ 反対の事例として挙げられたもの
- エ ことのついでに示されたこと

問二 空欄 X ・ Y に入る最も適切な言葉を、次のア ー エのうちからそれぞれ選びなさい。

- | | | | |
|---|-------|---|------|
| X | ア 市民権 | Y | ア 計画 |
| | イ 拒否権 | | イ 細工 |
| | ウ 支配権 | | ウ 偶然 |
| | エ 優先権 | | エ 恩寵 |

問四 傍線部Ⅰ「中世においても、肉体は魂を陵辱するものだっただのか」とあるが、この問いに対する答えとして、最も適切なものを次のア～オのうちから選りなさい。

ア 古代でも中世でも魂は本来天上のものであり、肉体は後から魂に無理矢理一体化したと考えられているので、中世においても肉体は汚らわしいものとされた。

イ 最初のうちは禁欲主義的傾向が強かったが、修道院改革運動が進むにつれて、禁欲主義は緩んでいったので、肉体が魂を穢したということは言える。

ウ 中世において商業、農業が大きく振興したので、禁欲主義的に肉体をないがしろにする考え方よりも、むしろ、肉体は魂よりも神に近いと考える方が優勢であった。

エ 中世という時代区分は恣意的であるが、神学者の思想をみれば、魂が清らかな存在で、肉体が汚れたものという考えは当てはまらない。

オ 中世は時代的にも地域的にも思想的にも断絶があるので、肉体によって魂は穢されたという考え方が成立しているかどうかは分からない。

問五 傍線部Ⅱ「身体は精神の機械であるばかりでなく、精神の機械であるべしとされた」とあるが、これの説明として、最も適切なものを次のア～オのうちから選りなさい。

ア 身体は精神によって作られたものであるのだが、そのことは道徳的な見地から言っても正しいと言える。

イ 身体は精神によって支配されない独自の組織なので、精神は、身体の主として機能を抑えることが必要である。

ウ 精神は機械のように身体を動かすものであるが、身体は、機械に内在する法則や力によって、精神の思い通りに動くはずである。

エ 身体は精神の意図に即して動く機械のようなものだが、主人である精神は身体の影響を受けずに支配すべきである。

オ 精神は身体に命令する主体であるが、自分ではどうすることもできない状態になることもあり、それを機械的に克服すべきである。

問六 傍線部Ⅲ「血は、生理的な嫌悪感・恐怖感を引き起こすからだけでなく、公共的な場面から隠され、消される」とあるが、それはなぜか。次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 血は生と死の間の移行を媒介する一方で、日常の世界にも非日常の世界にも居場所のない穢れたものである。

イ 血は外部と内部の中間に位置するために、存在しない方が望ましいものとして避けられるので。

ウ 血は生と死を行き来するための必要な装置であるが、日常的な秩序空間においては、カオスとしてシステムを混乱させるので。

エ 血は内部にあるのでも、外部にあるのでもない両義性を持っているため、タブーとして禁止されるので。

オ 血は内部と外部を成立させるカオスに属するものだが、カオスが保持されるために日常世界から排除される必要がある。

問七 「身体・肉体をどう捉えるか」について述べた次のア～エについて、古代に当てはまるものは a、中世に当てはまるものは b、近世・近代に当てはまるものは c をマークしなさい。ただし、一つだけとは限りません。例えば、古代と中世の両方に当てはまるなら a・b の二箇所にもマークすること。また、いずれの時代にも当てはまらない場合は d をマークしなさい。

ア 身体は精神よりもレベルの低い存在である。

イ 身体は精神に帰属する所有物である。

ウ 身体も精神と同じように主体としての機能を持っている。

エ 肉体的な快楽について語ることはタブーである。

Ⅱ

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。(四五点)

テクノロジーが人間の可能性を大きく拡大しようとするとき、しばしば、「法が技術に追いついていない」と言われる。たしかに、従来の技術を前提に作られている法制度は、新しいテクノロジーを活用しようとする上で、障害となる場合がある。

例として、¹自動運転の技術を取り上げよう。自動運転については、自動運転がまったく取り入れられていないレベル0（運転者がすべての動作を実行する段階）から、レベルを六段階に分けて考えられることが多い。もともとは、アメリカの自動車技術者協会（Society of Automotive Engineers: SAE）という団体がつくったレベル分けであるが、アメリカの運輸省に採用され、日本政府も、平成三〇（二〇一八）年四月に公表した『自動運転に係る制度整備大綱』で、これに準拠することとした。この『制度整備大綱』は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の官民データ活用推進戦略会議が策定したものである。

その中に掲げられた「自動運転レベルの定義」のうち、レベル4（高速道路上など特定の領域に限って、自動運転システムがすべての動作を実行する段階）や、レベル5（場所を限定せず、自動運転システムが無制限にすべての動作を実行する段階）は、法律の改正がなければ、実現できないとされている。現在の法律にどのような問題があるかということ、道路上を自動車が走行する際のルールを規定している道路交通法に、「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」という規定があることである（道路交通法七〇条）。この規定により、自動車には「運転者」が乗っていることを前提に、その運転者が、ハンドルやブレーキを操作することが必須とされているわけである。レベル4の自動運転車では、限定領域の中では、運転者はハンドルなどの操作をしないので、道路交通法のこの規定の違反になってしまう。A、レベル5の自動運転車の場合、運転者がそもそも乗っていない可能性もあるから、この規定が存在する限り、日本では、公道上の走行は認められる余地がない。なお、自動運転技術の実証実験が公道上で行われる場合もあるが、それは、道路交通法にもとづく自動車の走行ではなく、道路を使ったイベントなどと同じように位置づけて、「道路使用許可」によって実施されている。

それならば、一刻も早く道路交通法を改正すればよさそうなものであるが、それも簡単ではない。その理由は、道路上の車両の走行に関するルールは国際条約が取り決めているからである。世界には、そのような国際条約が二つあるが、そのうち、日本が締結している一九四九年ジュネーブ道路交通条約（正式の題名は「道路交通に関する条約」。昭和三九年条約一七号）は、「車両……には、それぞれ運転者がいなければならない」と正面から規定してしまっている（八条一項）。そのため、

まずジュネーブ条約が改正されなければ、道路交通法の改正に踏み切るわけにはいかないというわけである。この問題の場合、たしかに、日本の法律と、その前提となっている条約が、自動運転技術の実用化にとって障害になっていると言えるであろう。

技術開発の現場から法律家に対する声の中には、少し性質の違ったものもある。それは、法律のルールが明確ではないので、技術開発を進めること、あるいは実用化に踏み出すことについて、不安が残るという指摘である。これは、特に、法律上の責任に関して言われる場合が多い。

A Iの開発に関して、いわゆる「²トロツコ問題」がよく論じられることは、この点と関係がある。「トロツコ問題」とは、もともと、解決が困難な哲学上の問題として提起されたもので、簡単に述べると次のような問いかけである。

「ブレーキのついていないトロツコが走り出してから、線路上で五人の作業員が作業をしていることが発見された。このままトロツコを走らせると、その五人を轢いてしまう。手前にポイントがあり、そのポイントを切り替えると、トロツコは枝線の方に入っていくが、枝線の線路上には、別の作業員が一人作業をしており、今度はそちらを轢いてしまう。この時、どのような行動をとればよいのであろうか。」

この問題を最初に提起したイギリスの哲学者フィリップ・フット教授は、ポイントを切り替えて犠牲者が少ない方を選択するという判断に疑問はないと考えていた（むしろ、そのことを前提として、さらに困難な判断を求められる状況との比較を進め、最終的に人工妊娠中絶が許される場合について考察した論文である）。その後、同じ問題がアメリカの法律雑誌でとり上げられた際も、ポイントを切り替えて犠牲者の数を減らす方を選ぶという結論に異論を【 i 】者はいないと書かれている。しかし、A Iの開発に従事するエンジニアにとっては、これは、単なる哲学上の問いかけでは終わらない。トロツコをA Iに置き換えたとき、このような問題に直面したA Iが、犠牲者の数が少ない方を選択して、結果的に、一人の人が亡くなることを許容するようなプログラムを書いてよいかを、エンジニアとしては決めなければならないからである。

しかし、不幸にして現実このような事故が起こり、A Iの選択によって一人の犠牲者が出た場合、「五人が犠牲になる事態を回避したのだからよかった」という議論にはならないであろう。法的に、「犠牲者が一人でも少なくなる事態の方を選択するというプログラムが組まれていれば、それ以上、誰も責任を追及されることはない」というルールをあらかじめ作ってほしいと言われても、³それは、不可能である。

犠牲になった一人の遺族から相談を受けた弁護士は、たとえば、ここまで追いつめられた状況を作り出したことについての責任を負う者がいるはずだという議論を考えるかもしれない。たしかに、トロツコの運行者（線路を含む施設の設置・管理者）には、ブレーキがないトロツコが走行する際には線路上に人が立ち入れないようにしておく義務があると言えるであろう。作業員が作業をする

際には、トロツコが走り出さないように確認し、安全措置を講じておかなければ、管理者には注意義務が認められると考えられる。B、ブレーキのないトロツコという機器自体が、社会通念に照らして安全性を欠いた「欠陥製品」であるという主張のもとに、トロツコのメーカーには製造物責任があるという議論も十分に成り立つ。

すでに指摘したとおり、「トロツコ問題」は、もともと哲学の議論であった。哲学の問題としては、極限的な状況を設定して、そこではどのような選択が取られるべきか、そしてそれはどのような理由によるのか、といった点を議論することに意義がある。しかし、法は社会の中の制度なので、具体的な状況の中で、そして、特定の当事者に関して議論が組み立てられる。この事例で言えば、被害者と被害を防げたかもしれない管理者やメーカーが「当事者」であるが、ほかにも、行政や警察の責任なども問題になるかもしれない。

法は、特に損害賠償責任などに関する場面では、そうした具体的な状況に適用して結論を導く筋道としてのルールを定めているのであって、特定の事項さえ守っておけば、どのような状況になっても責任は発生しない、といったシンプルな基準になることは、ほとんど考えられない。それは、法が技術に追いついていないからではなく、むしろ、技術がどのように発展しても、まだどのような想定外の事態が出現しても、社会の中で納得されるような解決を導くために、法が持っている本来的な性質なのである。

それでは、AIをはじめとするデジタル技術の発展に対して、法はそれに「追いつく」努力をする必要がないのかと言えは、決してそうではない。技術の進化は、単に科学技術を進展させるだけではない。それが具体的な製品やサービスの形に実用化されると、社会や生活が大きく変化していく。技術革新（イノベーション）についての理論を確立したことで知られる二〇世紀前半の経済学者シュンペーターは、「イノベーション」という概念の中に、狭い意味での科学技術の変革だけではなく、生産方法のイノベーションや、原料供給源や販売先（現代的に言えばサプライチェーンやマーケティング）のイノベーション、さらには企業組織のイノベーションを含めて論じている。逆に言えば、⁴技術の進歩は、社会の変化につながってはじめて、本当の意味の革新（イノベーション）と言える。

このとき、社会が変化すると、新しい社会状況の下で起こる法律上の問題も、種類や内容が変わってくる。法の側では、そのようにして新しく発生してくる問題に対して、適切な解決を導き出すための枠組を用意しなければならない。その意味で、「法が技術に追いついていない」という指摘は、「法が（技術の進化によつてひき起こされる）社会の変革に追いついていない」という問題として読み替える必要があるのである。そして、法が社会の変革に追いつくためには、まず、テクノロジーの進化がどのような社会の変化をもたらしているかを正しく理解しなければならない。その上で、そのような社会の変化が、現在の法的な枠組では十分に受け止められない問題を発生させ

ているのではないかと、考える必要がある。このように考えることで、法が変革を迫られている問題点が明らかになってくるのである。

AIを中心として進んでいるテクノロジーの進化は、経済活動に対して、少なくとも三つの点で変化をもたらしつつある。まず、すぐに気がつくことは、経済活動の重点がモノからサービスへと移行していくという変化である。もちろん、日常生活からモノがなくなるわけではない。しかし、たとえば、スマートフォンの便利さは、さまざまなアプリをダウンロードして、それを通じたサービスを利用できるところにある。そこでは、電話機（携帯電話）というモノとしての重要性は、非常に小さくなっている。これはすでに実現した変化であるが、それと同じような変化が、今後、自動車やAIスピーカー、住宅設備などで起こってくると予想される。たとえば、レベル4やレベル5の自動運転で運行される自動車は、「運転制御が人間に依存しなくなった車両」ではなく、「パソコンに動力装置と車輪がついて走行する端末」になっていくであろう。

このようにして提供されるサービスが、しばしば、閲覧履歴などのデータを利用していることもよく指摘されている。「ビッグデータ」という言葉が経済誌に【 ii 】、「データは新時代の石油である」という言い方も、すっかり知られるようになった。これは、経済取引の対象として、財物の比重が下がり、データ（情報）の重要性が増大していくという変化を意味する。この変化と、モノからサービスへという第一の変化は、一見すると似ているが、問題の切り口が違っている。第一の変化は、どのようにして便益が提供されるかという取引の「形態」の問題であって、正確には、「モノの取引からサービスの取引へ」という変化である。これに対して、「財物からデータへ」という第二の変化は、どのようなものに経済的な価値が見出されるかという取引の「対象」の問題であると言える。

第三の変化として、データを中心とした取引が、モノの形をとらずに行われるようになると、取引のルールは技術的な仕組みによって決まってしまう部分が大きくなる。パソコンやスマートフォンなどで、OSのバージョンを新しくしたとき、それまで使っていたアプリが動かなくなってしまう、不便な思いをした経験のある人も多いだろう。デジタル技術以前の時代には、物をいつまで使ってよいかといった取引のルールは契約によって決まっていた。自動車を買った場合には、売買契約によって所有権が移転されるので、自分で廃車にするまで乗り続けることができるし、図書館の本を借りたときに「また貸しをしない」「書き込みをしない」といったルールは、意識はしていないかもしれないが、図書館の利用契約にもとづく利用の条件である。ところが、テクノロジーが社会生活に深く入り込んでくると、契約でどのように定められているかによらず、技術的に「使えない」「見られない」という状況が発生し、ユーザーには、それ以外の選択肢がなくなってしまうのである。このように、取引の「ルール」は、「契約から技術へ」と変化していく。契約の効力は法にもとづいているから、この変化は「法から技術へ」と言ってもよいであろう。

これら三つの変化は、テクノロジーの革新がもたらす経済活動の変革であるが、そうした変革は、必然的に、経済活動の担い手である企業のあり方を変えていく。 C、その先には、国家と企業の関係の変革が続くであろう。国家は企業活動を規律したり、規制したりしようとし、企業は、国家に対して協力しながら、同時にその規制を逃れようとする。そのような関係の中で、国家と企業は、自由放任の時代から企業の国有化へ、あるいは巨大企業の分割も辞さない政策から規制緩和による参入競争へと、歴史上、何度もパワー・バランスを変化させてきた。テクノロジーが経済活動とその担い手である企業を大きく変革していく時代には、企業と国家のパワー・バランスも、また新たな展開を見せると予想される。

(小塚 莊一郎『AIの時代と法』 一部改変)

問一 空欄【 i 】・【 ii 】に入る最も適切な言葉を、ア～エのうちからそれぞれ選びなさい。

- | | | | |
|---|-------------------------|----|-------|
| i | ア <small>うもふ</small> 嘯く | ii | ア 躍り |
| | イ <small>とな</small> 唱える | | イ 横行し |
| | ウ <small>のたま</small> 宣う | | ウ 殺到し |
| | エ <small>も</small> 洩らす | | エ 登り |

問二 空欄 A、Cに入る最も適切な言葉を、ア～エのうちからそれぞれ選びなさい。

- | | | | |
|---|-------|---|--------|
| A | ア しかし | B | ア あるいは |
| | イ ときに | | イ それゆえ |
| | ウ まさに | | ウ ところが |
| | エ まして | | エ とりわけ |

- C
- ア しだがつて
- イ けれども
- ウ すると
- エ または

問三 傍線部１「自動運転の技術」とあるが、自動運転の実現と法との関係について述べた次の

ア～オのうちから、適切でないものを一つ選びなさい。

ア 『自動運転に係る制度整備大綱』で示されている自動運転のレベルとその定義は、もともとはアメリカの団体がつくったものをよりどころとしている。

イ 現在の日本でレベル４以上の自動運転の実現が難しいのは、道路交通法に「運転者が操作しなければならない」という規定があるからである。

ウ 自動運転の実現にあたって問題になるのは、新しい技術を想定していない旧来の法を適用せざるを得ないことである。

エ 日本で完全運転自動化を実現するためには、まずジュネーブ道路交通条約が改正されなければならない。

オ 現在、道路使用許可があれば、自動運転の自動車も他の自動車と同じように道路交通法にもとづく走行ができる。

問四 傍線部２「トロツコ問題」について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 実際に起きた事故を下敷きに、より極限的な状況について問うている。

イ あくまでも哲学の問題であり、現実の社会に対して何ら資するところはない。

ウ どのような結論を出すかよりも、どのようにしてその結論に至ったのが議論の焦点である。

エ 「どのような行動をとるべきか」に対する最終的な答は、哲学者とエンジニアとの間で一致している。

オ 「トロツコ問題」を示した人は犠牲者の数が少なくなるような行動が選択されるという点については、問題ないと考えている。

問五 傍線部3「それは、不可能である」とあるが、その理由について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 現実には事故が起きた場合、その事故に関わる当事者の全てが納得するようなルールを、法は用意することができないから。

イ 現実社会の事故の処理では、シンプルな法的基準のもとで責任の所在を明らかにし、利害が対立する複数の当事者間の調整が必要だから。

ウ 法は、個別の事故を解決に導くための筋道を示すものであつて、どのような状況においても責任を追及されないような基準を設けることは極めて難しいから。

エ 現実の社会での事故を法的に扱う際には、当事者の立場によつて責任や義務についてのさまざまな見解があり、先に作られたルールでは解決することはできないから。

オ 法は具体的な状況に合わせて問題を解決することを目的としているため、事故が起こった場合のことを、事故が起こる前にあらかじめ取り決めておくことはできないから。

問六 傍線部4「技術の進歩は、社会の変化につながつてはじめて、本当の意味の革新（イノベーション）と言える」とあるが、技術の進歩と社会、特に経済活動の変化について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 技術の進歩によつて経済活動において重点が置かれるようになったサービスは、その開発に膨大なデータを利用しているため、財物の取引からデータの取引へと、どのように取引が行われるかという取引の形態が変化する。

イ 技術が進歩することによつて、経済活動の形態がモノの取引からサービスの取引へと変化するが、これは財物からデータへという取引の対象の価値の問題とは本質的に異なる変化である。

ウ 技術の進歩が経済活動の変革をもたらすと企業のあり方が変化し、その結果、経済活動の担い手が企業から国家へと移ることとなり、規制や協力をめぐる両者の関係やパワー・バランスが変化する。

エ 技術が進歩し実用化されるに伴い、これまであつたモノが消えてなくなり、新しいより便利なモノが生まれるが、取引の対象となる便利さを作り出す主体が、人からAIへと変化する。

オ 技術が進歩し社会生活の中に深く入り込むと、以前は契約によつて定められていたモノやデータの利用が技術的な仕組みによつて決められるようになり、取引のルールが契約、すなわち法から技術へと変化する。

問七 技術の進歩と法との関係について述べた次のア～オのうちから、最も適切なものを選びなさい。

ア 技術は日々進歩しており、これまでの法的枠組では捉えきれない問題も増えているが、法の本来的な性質を考えれば、法が個々の技術に追いつくように努力しなければならない。

イ 技術の進歩は社会の変化をもたらし、変化した新しい社会では新しい法的問題が起こると考えられるため、法の側は、まずは技術の進化に伴う社会の変化を正しく理解しなければならない。

ウ 「法が技術に追いついていない」というのは「法が社会の変革に追いついていない」と読み替えるべきであり、技術の進化に関わらず、社会の変化について議論しなければならない。

エ 従来の技術を前提として作られている法制度は、進歩する技術を実用化するときにさまざまな問題を引き起こしており、具体的な状況を想定しつつ法制度を変えていかなければならない。

オ 技術の進化と社会の変革は連動しているため、技術の進化の未来が不確定ならば社会の変革の行先も不確定であるが、そのような不確定な社会を想定した法的枠組を用意しなければならない。